

特定非営利活動法人近畿アグリハイテク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人近畿アグリハイテクとし、略称をNPO法人近畿アグリハイテク(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都府京都市左京区下鴨森本町15(財)生産開発科学研究所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農林水産・食品バイオテクノロジー等先端技術(以下「アグリハイテク」という。)等に関する情報の収集・提供、共同研究・技術開発のコーディネート等を行うことにより、近畿地域におけるアグリハイテクの研究の推進とこれによる農林水産業及び食品産業の発展を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、前条の特定非営利活動として次の事業を行う。

- (1) アグリハイテクに関する研究及び知的財産情報等の収集・提供
- (2) アグリビジネス創出支援のための競争的研究資金等に関する情報交換、産学官交流の場の提供
- (3) アグリハイテクに関する講演会等の開催
- (4) 産学官連携による共同開発の推進並びに成果の事業化等に係るコーディネート活動
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 法人正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 この法人の目的に賛同して入会しようとする者は、別に定める様式により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 国又は地方公共団体の職員がその職務に関連してこの法人の会員となった場合において、異動によりその職務を離れた時は、その後任者が会員たる地位を継承することができる。この場合においては、新しく会員となった者は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。
- 5 入会した法人たる会員は、この法人に対し当該会員を代表する者を定め、別に定める様式により理事長に届けなければならない。これを変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人たる会員が死亡したとき又は法人たる会員が解散したとき
- (3) 連続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる場合でもこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、4人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員(法人の場合にあっては、その会員が予め定

めるこの法人に対する代表者。以下同じ。)の中から選任する。ただし、業務の遂行上特に必要があるときは、理事のうち5人以内については、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事長及び副理事長は、総会において、正会員たる理事の中から選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。ただし、理事長又は副理事長以外の理事が辞任した場合であって、当該理事の辞任後も理事の人数が第13条第1項第1号の定数を下回らない場合は、この限りではない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、正会員の過半数が出席した総会における出席正会員の3分の2以上の議決により解任できる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局には、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成員)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年度1回、事業年度開始後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がつとめる。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、第15条第3項の規定により定められた順序により副理事長が議長となる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に特に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可非同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第18条、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数並びにそのうちの書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、捺印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がつとめる。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、第15条第3項の規定により定められた順序により副理事長が議長となる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、捺印しなければならない。

第7章 顧問及び技術参与

（設置及び定数）

第39条 この法人に、顧問5人以内及び技術参与20人以内を置く。

- 2 顧問は、この法人の業務及び運営に関し、高度な学識経験を有する者から、技術参与は、アグリハイテクに関し学識経験を有する会員のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。ただし、職務の遂行上特に必要があるときは、技術参与のうち3分の1以内については、会員以外の者に委嘱することができる。

（職務）

第40条 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務及び運営に関し、理事長に意見を述べる。

- 2 技術参与は、技術参与会を構成し、理事長の諮問に応じこの法人の業務のうち専門技術的な事項について調査審議するとともに、それぞれの専門技術的分野に応じて理事長を補佐する。
- 3 技術参与会の組織、運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 4 顧問はこの法人の業務及び経営全般に関し、技術参与は、それぞれの専門技術的分野に関し、総会及び理事会に意見を出すことができる。
- 5 顧問及び技術参与は無報酬とする。ただし、特別の出費があった時は総会の議決により費用を弁償することができる。

第8章 資産及び会計

（資産の構成及びその管理）

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

- 2 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算に関する書類は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度、事業年度開始以降第1回の総会までの間については、理事長は、前年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款は、正会員の過半数が出席する総会における出席正会員の4分の3以上の議決がなければ変更することができない。

2 なお、変更に当たっては、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次の各号の一に該当するときは、解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
理 事 長	佐々木 義 之	理 事	大 野 元 嗣	理 事	田 中 國 介
副理事長	大川畑 勝 也	理 事	小 川 真	理 事	福 井 希 一
副理事長	關 谷 次 郎	理 事	嘉 儀 隆	理 事	村 瀬 治比古
副理事長	辻 村 英 雄	理 事	河 村 幸 雄	理 事	森 弘 之
副理事長	原 田 節 也	理 事	久 保 幹	監 事	田 中 啓 司
理 事	安 部 康 久	理 事	小 谷 晃	監 事	宮 園 雅 敬
理 事	今 中 忠 行	理 事	瀧 井 傳 一		

3 この法人の設立当初の役員任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会

の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	正 会 員			賛助会員	
	法人正会員	個人正会員 (学校関係者)	個人正会員 (その他)	法人賛助会員	個人賛助会員
入 会 金	10,000円	3,000円	3,000円	10,000円	3,000円
年 会 費	50,000円	5,000円	10,000円	50,000円	10,000円

注： 1) 正会員の個人正会員(学校関係者)とは、大学等に在籍(過去に在籍していた者を含む。)し、アグリハイテクに関して学識経験を有する者で、この法人の事業に貢献できると理事長が認めた者をいう。

2) 任意団体「近畿地域農林水産・食品バイオテクノロジー等先端技術研究推進会議」の会員が引き続き、この法人の会員となる場合には、入会金を免除する。

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証の日から施行する。